

「あいさつ運動」のポスター・標語

入選作を紹介します 問合せ協働推進課

福生市町会長協議会があいさつを地域の運動として定着させるような標語とポスター

【席久保陽介さん】



【席山本恭史さん】



【佳作 山崎克己さん】



スターを募集したところ、多くの作品をお寄せいただき、入選作が決まりました。標語とポスターはあいさつ運動の啓発のため、横断幕などに使用します。

【標語】

【席滝民子さん】

「あいさつで豊かな心と街づくり」

【席山上高広さん】

「あいさつを 交わして築く 地域の絆」

【席田中正三さん】

「あいさつし 皆顔みしり安心の町」

【佳作 村野光雄さん】

「あいさつで 地域も明るく 活性化」

【佳作 五十嵐靖子さん】

「あいさつが 結ぶ人の輪 地域の輪」

老人医療係からのお知らせ

◎老人医療証の負担割合が変わります

8月の医療受給者証の更新で2割負担に該当した方は、老人保健法の改正により、10月1日から3割負担になります。

※3割負担になる方には、お送りした医療証の「一部負担金の割合」欄



に「3割(平成18年9月30日までは2割)」と表示してあります。

◎ご存知ですか

老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証

老人医療受給者証をお持ちで、市民税非課税世帯(同じ世帯の全員が市民税非課税)の方は入院の際、市役所の窓口

に申請すると、「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

これを医療機関の窓口

に提示していただきますと、入院した時に窓口で支払う一部負担金と入院時の食

事が減額されます。入院をする前に、手続きしてください。

輝き市民サポートセンター開設1周年記念イベント「hands to hands」

登録団体の活動やセンターの1年間のあゆみを、展示(販売は4階)、実演など、さまざまな形で紹介します。

日時▽6日(金)正午～午後9時(展示コーナーは午後6時30分まで)▽7日(土)午前10時～午後6時30分▽8日(日)午前10時～午後5時

場所輝き市民サポートセンター(プチギャラリー4階)

問合せ輝き市民サポートセンター ☎551・0166

屋外イベント「玉川上水遊歩道観察ウォーク」羽村取水口からスタートして、輝き市民サポートセンターで展示発表を見学後、

羽村取水口からスタートして、輝き市民サポートセンターで展示発表を見学後、拜島、平和橋までの約6.5kmを歩きます。日時10月8日(日)午前9時30分羽村駅西口集合

主催玉川上水を考える会 参加費200円(資料・保険代)持ち物弁当、帽子、水筒、タオル、雨具

※歩きやすい靴、軽装で直接、集合場所へ。11月～1月の第二日曜日に、拜島から杉並浅間橋までを引き続きウォークします。

(西武線拜島駅集合。11月は午前9時10分、12月は午前9時、1月は午前8時25分)

問合せ玉川上水遊歩道を考える会・青木 ☎551・6501

市政出前講座を

実施します

市では、市民の皆さんへの情報提供の一環として、職員が市の施策や推進事業

についてわかりやすく説明を行う「市政出前講座」を実施

します。市民の皆さんに市の施策、事業等への理解を深めていただくとともに、職員が直接、皆さんの生の声をお聞きすることにより、寄せられたご意見などを事務

や事業の見直しに役立てていくというものです。

お話しできるテーマや内容、申込みの方法は、「市政出前講座メニュー(テーマ集)

平成18年度版に掲載しています。

申請に必要なもの老人医療受給者証、健康保険証、認め印

※「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期間は毎年8月1日

翌年7月31日(ただし、9月1日以降の申請は、申請した月の1日

～翌年7月31日)です。

◎老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置があります

老年者に係る住民税非課税措置の廃止により、低所得世帯の世帯員のうち一部が課税者になったが、課税者が合計所得金額125万円以下で、

課税措置の廃止に伴う経過措置があります

老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置があります

課税措置の廃止に伴う経過措置があります

課税措置の廃止に伴う経過措置があります

課税措置の廃止に伴う経過措置があります

課税措置の廃止に伴う経過措置があります

課税措置の廃止に伴う経過措置があります

課税措置の廃止に伴う経過措置があります

ひろばの市民

内容に個人情報が含まれるため、PDF版からは除いています

問合せ秘書広報課広報係

平成17年1月1日現在65歳以上の方のみの場合、同一世帯内の非課税者は、医療費が高額になったときの自己負担限度額、および入院時の食

料、申込みの方法は、「市政出前講座メニュー(テーマ集)平成18年度版に掲載しています。

申請に必要なもの老人医療受給者証、健康保険証、認め印

※「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期間は毎年8月1日

翌年7月31日(ただし、9月1日以降の申請は、申請した月の1日

～翌年7月31日)です。

◎老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置があります

老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置があります

課税措置の廃止に伴う経過措置があります

課税措置の廃止に伴う経過措置があります

課税措置の廃止に伴う経過措置があります

課税措置の廃止に伴う経過措置があります

課税措置の廃止に伴う経過措置があります

課税措置の廃止に伴う経過措置があります

児童館であそぼう 9月(その2)



田園児童館 ☎552・3133

◆あそびの名探偵「グランドゴルフをしよう」22日(金)午後3時30分～4時45分 対象小学生20人持ち物水筒・タオル・帽子集合解散多摩川中央公園ジャブジャブ池

◆よちよちすくすくひろば26日(木)午前10時～正午(対象)0・1歳児と保護者※8・9月生まれの誕生会をします

◆救急法講習会～心肺蘇生とAED～29日(金)午前10時30分～11時30分 対象幼児を持つ保護者講師福生消防署※当日直接来てください。

◆外にでかけよう「弁天山ハイキングとくだもの狩り」30日(土)午前9時～午後4時

時(対象)小学生30人(参加費)660円 持ち物弁当・水筒他集合解散熊川駅 ※雨天中止 <申込み:20日午後4時～4時30分>

◆親子であそぼう「小さな小さな運動会」10月3日(木)午前10時30分～11時30分(対象)1歳6か月以上の幼児と保護者持ち物水筒・タオル

◆おはなしのひろばパネルシアター「すてきなぼうしやさん」他10月4日(木)午前10時30分～11時(対象)幼児と保護者

武蔵野台児童館 ☎553・8822

◆わくわくひろば「新聞紙で作ってあそぼう」19日(木)午前10時30分～11時30分(対象)2歳以上の幼児と保護者

◆おりがみの日19日(木)午後3時30分～4時30分(対象)小学生以上※当日直接来

てください。

◆出張わくわくひろば「新聞紙で作ってあそぼう」21日(木)午前10時30分～11時30分(対象)2歳以上の幼児と保護者

◆あつまれ!ともだち「輪なげ大会」22日(金)午後3時30分～4時30分(対象)小学生以上持ち物うわばき

◆のびのびひろば26日(木)午前10時～正午(対象)0・1歳児と保護者※時間内で自由に遊びに来てください。

◆料理教室「フルーツホットパイ」27日(木)午後3時15分～4時30分(対象)小学生以上24人(材料費)100円持ち物うわばき

◆遊具開放デー28日(木)午前10時30分～正午(対象)1歳6か月以上の幼児と保護

者※大型遊具で自由に遊べます。

◆工作教室「輪ゴムグライダー」10月4日(木)午後3時15分～4時30分(対象)小学生以上24人(材料費)20円持ち物うわばき

熊川児童館 ☎539・1515

◆くまさんひろば「フープであそぼう」19日(木)午前10時30分～11時30分(対象)幼児と保護者

◆こぐまひろば「みんなとあそぼう:8・9月生まれの誕生日会」26日(木)午前10時～正午(対象)0・1歳児と保護者

◆ママといっしょ「果物いっぱい」28日(木)午前10時30分～11時30分(対象)2歳以上の幼児と保護者

◆遊具開放デー28日(木)午前10時30分～正午(対象)1歳6か月以上の幼児と保護

